

島根県新型コロナウイルス感染症対策設備整備費補助金交付要綱

(目的)

- 1 県は、新型コロナウイルス感染症患者に対する良質かつ適切な医療の提供を図るため、新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関、帰国者・接触者外来等、感染症検査機関等及び重点医療機関等その他の設備整備に係る補助金について、予算の範囲内において交付するものとし、その交付については、感染症法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年厚生省・労働省令第6号）及び補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の対象)

- 2 この補助金は、令和2年6月16日付け医政発0616第1号・健発0616第5号・薬生発0616第2号厚生労働省医政局長健康局長医薬・生活衛生局長連名通知「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）の実施について」の別紙「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱」、令和3年4月1日付け医政発0401第8号・健発0401第11号・薬生発0401第18号厚生労働省医政局長健康局長医薬・生活衛生局長連名通知「令和3年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）の実施について」の別紙「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱」又は令和4年4月1日付け医政発0401第23号・健発0401第3号・薬生発0401第23号厚生労働省医政局長健康局長医薬・生活衛生局長連名通知「令和4年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）の実施について」の別紙「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱」により定める事業者が実施する次の事業を交付の対象とする。

- (1) 新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業
- (2) 帰国者・接触者外来等設備整備事業
- (3) 感染症検査機関等設備整備事業
- (4) 新型コロナウイルス感染症重点医療機関等設備整備事業
- (5) 新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業のうち、設備整備事業

(交付額の算定方法)

- 3 この補助金の交付額は、次により算出された額の合計額とする。
ただし、事業ごとに算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
- (1) 次の表の第2欄に定める種目ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定された額と当該種目ごとの総事業費から当該事業に係る寄附金その

他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を、第1欄に定める区分ごとに合算した額を交付額とする。

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費
新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関	設備費	次により算出された額の合計額 (1) 初度設備費 1床当たり 133,000 円 (2) 人工呼吸器及び付帯する備品 5,000,000 円×台数 (3) 個人防護具 3,600 円×知事が必要と認めた人数分 (4) 簡易陰圧装置 4,320,000 円×知事が必要と認めた病床数 (5) 簡易ベッド 51,400 円×知事が必要と認めた台数 (6) 体外式膜型人工肺 21,000,000 円×台数 (7) 簡易病室及び付帯する備品 知事が必要と認めた額	初度設備を購入するために必要な需用費（消耗品費）、使用料及び賃借料、備品購入費
帰国者・接触者外来等	設備費	次により算出された額の合計額 (1) HEPA フィルター付空気清浄機 (陰圧対応可能なものに限る) 1施設当たり 905,000 円 (2) HEPA フィルター付パーティション 205,000 円×知事が必要と認めた台数 (3) 個人防護具 3,600 円×知事が必要と認めた人数分 (4) 簡易ベッド 51,400 円×知事が必要と認めた台数 (5) 簡易診察室及び付帯する備品 知事が必要と認めた額	使用料及び賃借料、備品購入費

感染症検査機関等	設備費	<p>次により算出された額の合計額</p> <p>(1) 次世代シーケンサー 知事が必要と認めた額×台数</p> <p>(2) リアルタイムPCR装置 知事が必要と認めた額×台数</p> <p>(3) 等温遺伝子増幅装置 知事が必要と認めた額×台数</p> <p>(4) 全自動化学発光酵素免疫測定装置 知事が必要と認めた額×台数</p>	使用料及び賃借料、備品購入費
重点医療機関等	設備費	<p>次により算出された額の合計額</p> <p>(1) 超音波画像診断装置 11,000,000 円×知事が必要と認めた台数</p> <p>(2) 血液浄化装置 6,600,000 円×知事が必要と認めた台数</p> <p>(3) 気管支鏡 5,500,000 円×知事が必要と認めた台数</p> <p>(4) CT撮影装置等（画像診断支援プログラムを含む） 66,000,000 円×知事が必要と認めた台数</p> <p>(5) 生体情報モニタ 1,100,000 円×知事が必要と認めた台数</p> <p>(6) 分娩監視装置 2,200,000 円×知事が必要と認めた台数</p> <p>(7) 新生児モニタ 1,100,000 円×知事が必要と認めた台数</p>	使用料及び賃借料、備品購入費
新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れ	設備費	<p>次により算出された額の合計額</p> <p>(1) 初度設備費 1床当たり 133,000 円</p> <p>(2) 個人防護具 3,600 円×知事が必要と認めた人</p>	使用料及び賃借料、備品購入費

<p>のための 救急・周産 期・小児医 療体制確 保事業</p>		<p>数分</p> <p>(3) 簡易陰圧装置 4,320,000 円×知事が必要と認め た病床数</p> <p>(4) 簡易ベッド 51,400 円×知事が必要と認めた 台数</p> <p>(5) 簡易診察室及び付帯する備品 知事が必要と認めた額</p> <p>(6) HEPA フィルター付空気清浄機 (陰圧対応可能なものに限る) 1 施設当たり 905,000 円</p> <p>(7) HEPA フィルター付パーティシ ョン 205,000 円×知事が必要と認めた 台数</p> <p>(8) 消毒経費 知事が必要と認めた額</p> <p>(9) 救急医療を担う医療機関にお いて、新型コロナウイルス感染症を 疑う患者の診療に要する備品 1 施設当たり 300,000 円</p> <p>(10) 周産期医療又は小児医療を担 う医療機関において、新型コロナウ イルス感染症を疑う患者に使用する 保育器 1,500,000 円×知事が必要と認め た台数</p>	
--	--	---	--

(交付の条件)

4 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業の実施内容を変更する場合（軽微な変更を除く。）は、知事の承認を受けなければならぬ。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、様式第3号により知事の承認を受けなければならぬ。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該計画の遂行が困難となった場合には速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 事業の実施により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の機械、器具及びその他の財産については、適正化令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働

大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し又は廃棄してはならない。

- (5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (6) 事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (7) 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、様式第6号により速やかに知事に報告しなければならない。

なお、交付金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

- (8) 補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした書類の作成及び保管にあたっては、次によらなければならない。

①補助事業者が市町村（一部事務組合を含む。）の場合

補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした様式第1号による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、当該調書及び証拠書類を交付金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

②補助事業者が市町村（一部事務組合を含む。）以外の場合

事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を間接補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

- (9) 事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。
- (10) この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金並びにお年玉付き郵便葉書等寄付金配分金、又は、公益財団法人JKA若しくは公益財団法人日本財団の補助金の交付を受けてはならない。

(申請手続)

- 5 補助事業者は、様式第2号による申請書に関係書類を添えて、知事が別に定める日までに知事に提出するものとする。

(変更申請手続)

- 6 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、様式第4号による変更交付申請書に関係書類を添えて、知事が別に定める期日までに行うものとする。

なお、当初申請時の提出書類と内容に変更がないものについては、提出を省略することができる。

(補助金の概算払)

- 7 知事は、必要があると認める場合においては、概算払をすることができる。

(実績報告)

- 8 補助事業者は、別紙様式第5号による実績報告書に関係書類を添えて、事業の完了の日から起算して1月を経過した日(4の(2)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1月を経過した日)又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに、知事に提出しなければならない。

なお、事業が翌年度にわたるときは、この補助金の交付の決定に係る県の会計年度の翌年度の4月30日までに別紙様式第7号による年度終了実績報告書を知事に提出して行うものとする。

(補助金の返還)

- 9 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について県に返還することを命ずる。

(その他)

- 10 特別の事情により、3、5、6及び8に定める算定方式、手続(申請、変更手続、実績報告)によることができない場合には、あらかじめ知事の承認を受けてその定めるところによるものとする。

- 11 規則及びこの要綱に定めるもののほか、この補助金の交付について必要な事項は、健康福祉部長が別に定める。

附 則 (令和2年4月1日付け薬第266号)

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度分の補助金から適用する。

附 則 （令和 2 年 6 月 25 日付け薬第 491 号）

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行し、令和 2 年度分の補助金から適用する。

附 則 （令和 2 年 10 月 29 日付け薬第 1103 号）

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行し、令和 2 年度分の補助金から適用する。

附 則 （令和 3 年 3 月 23 日付け薬第 1897 号）

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行し、令和 2 年度分の補助金から適用する。

附 則 （令和 3 年 4 月 1 日付け感第 314 号）

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （令和 4 年 4 月 1 日付け感第 157 号）

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。